

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 19 号に規定するかご漁業（いかかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）3 月 15 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 上天草市大矢野町中に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年（2023 年）3 月 17 日から令和 5 年（2023 年）3 月 20 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 5 年（2023 年）6 月 30 日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、操業区域に記載する番号ごとに次に掲げる内容の条件を付する。
 - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用するかごの数は、350 個を超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操 業 区 域	漁 業 時 期
<p>1 天草有明海の天共第 1 号共同漁業権漁場内 2 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）串崎鼻から同町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 1 日から 翌年 6 月 30 日 まで</p>
<p>3 天草市五和町（以下、「五和町」という。）亀島北端から上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杓島山頂を見通した線以南と天草市有明町赤崎と上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 16 日から 翌年 6 月 30 日 まで</p>
<p>4 天草有明海及び下記の区域。 ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 1 号共同漁業権漁場内 大矢野町中地先）。 ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。</p> <p>基点 1 大矢野町中と大矢野町上との境界点 基点 2 熊本県漁場基点天第 84 号（松島町高杓島北西端） 基点 3 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端） 基点 4 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端） 基点 5 大矢野町中と大矢野町登立との境界点</p> <p>ア 基点 1 から五和町御領長崎鼻を見通した線上、基点 1 から 4,500 メートルのところ イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ ウ 基点 2 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点 オ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点 カ 基点 3 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ キ 基点 3 から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ ク 基点 4 から松島町船人島北端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ ケ 大矢野町笹島西端と同町長砂連東端を結ぶ線の中央点 コ 大矢野町横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ サ 大矢野町維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ シ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ</p>	<p>1 月 1 日から 6 月 30 日まで</p>